
第9回当別町農業委員会総会議事録

日 時 平成30年2月28日(水) 午後3時00分開会

開催場所 当別町役場第2庁舎 2階会議室

1 出席委員 (16名)

- 1番 秋 吉 稔 之
- 2番 山 田 裕 一
- 3番 岸 本 辰 彦
- 4番 青 山 眞 士
- 5番 稲 村 勝 俊
- 6番 菊 田 実
- 7番 佐々木 章 史
- 8番 石 田 秀 人
- 9番 森 本 茂
- 10番 吉 成 賢 二
- 11番 古 熊 健 一
- 12番 狩 野 菊 恵
- 13番 且 見 英 和
- 14番 才 田 利 幸
- 15番 泉 和 浩
- 16番 重 原 昌 章

2 欠席委員 (0名)

3 出席事務局職員

局 長	舘 田 博 道
次 長	山 本 直 樹
農地振興係長	櫻 井 裕 介
主 事	佐 藤 康 行

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について」

日程第5 報告第2号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について」

- 日程第6 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」
- 日程第7 議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」
- 日程第8 議案第3号「農地法第3条第2項第5号に規定する別段面積の設定について」

議 事 次 第

< 開会宣告 >

議 長 只今の出席委員16名、定足数に達しておりますので、第9回当別町農業委員会総会を開会いたします。

議事日程でございますが、お手元に配布しております日程表により、議事に入ります。

< 日程第1 議事録署名委員の指名 >

議 長 日程第1 議事録署名委員の指名について、当別町農業委員会会議規則第12条の規定に基づき、議長から指名させていただくことで、ご異議ありませんか。

各委員 異議なしの声

議 長 異議なしの声がございましたので、15番泉委員、1番秋吉委員を指名いたします。

< 日程第2 会期の決定 >

議 長 日程第2 会期の決定について、本総会の会期を本日1日間とすることで、ご異議ありませんか。

各委員 異議なしの声

議 長 異議なしと認め、会期は本日1日間と決定をいたしました。

< 日程第3 諸般の報告 >

議 長 日程第3 諸般の報告について事務局より説明をさせます。

事務局次長 先月の総会終了後の会務報告を申し上げます。

2月22日（木）には、平成29年度当別町農業再生協議会臨時総会が開催され、重原会長、吉成委員、石田委員が出席いたしました。この会議におきまして産地交付金に伴う水田フル活用ビジョンの変更が生じたので、総会終了後に、内容について説明させていただきます。

2月26日（月）「農商工連携セミナー・地域交流会 in 当別」が開催されパネリストとして石田委員も出席され、80名の定員に対して120名もの参加者のもと盛会のうちに行われました。

以上でございます。

< 日程第4 報告第1号 >

議 長 日程第4 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について」を議題といたします。

事務局より説明をさせます。

事務局次長 只今議題となりました報告第1号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について」ご説明申し上げます。

今回、願い出がありましたのは、番号1番・番号2番の2件でございます。

内容につきましては、賃貸借を双方合意により解約した旨の通知があったものでございます。

－議案書を朗読説明－

議 長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

各委員 質疑なしの声

議 長 質疑なしと認め、報告第1号については、承認することに決定をしてよろしいでしょうか。

各委員 異議なしの声

議 長 異議なしと認め、報告第1号は、承認することに決定をいたしました。

< 日程第5 報告第2号 >

議 長 日程第5 報告第2号「農地法第6条第1項の規定する農地所有適格法人の定期報告について」を議題といたします。

事務局より説明をさせます。

事務局次長 只今議題となりました報告第2号「農地法第6条第1項の規定する農地所有適格法人の定期報告について」ご説明申し上げます。

農地所有適格法人は、農地法第6条第1項の規定に基づき、毎年、事業の状況、その他農林水産省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならないこととなっております。

今回、各農地所有適格法人については、別冊資料となります「報告第2号資料」の「農地所有適格法人要件確認書」のとおり、形態要件・事業要件・業務執行役員要件の全てを満たすものと考えます。

なお、農業委員会は、この報告に基づき、農地所有適格法人が農地法第2条第3項の各号に掲げる要件を満たさなくなる恐れがあると認めるときは、その法人に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することが、できることとなっておりますので、ご承知願います。

【議案を朗読説明】

議 長 休憩いたします。

議 長 再開いたします。説明が終わりましたので質疑を求めます。

各委員 質疑なしの声

議 長 質疑なしと認め、報告第2号については、原案のとおり決定をしてよろしいでしょうか。

各委員 異議なしの声

議 長 異議なしと認め、報告第2号については原案のとおり決定をいたしました。

< 日程第6 議案第1号 >

議 長 日程第6 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より説明をさせます。

事務局次長 只今議題となりました議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

今回申請がありましたのは、番号1番から番号3番の3件でございます。

番号1番の借主は、当該地を借り受け、経営の安定をはかるものであります。

番号2番・番号3番の譲受人は、当該地を譲受け、経営規模拡大をはかるものであります。

今回の申請につきましては、お手元にあります議案第1号資料「農地法第3条調査書」のとおり、不許可の基準となる農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。

－議案書を朗読説明－

議 長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

各委員 質疑なしの声

議 長 質疑なしと認め、議案第1号については、許可することに決定をしてよろしいでしょうか。

各委員 異議なしの声

議 長 異議なしと認め、議案第1号については、許可することに決定をいたしました。

< 日程第7 議案第2号 >

議 長 日程第7 議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
事務局より説明をさせます。

事務局次長 只今議題となりました議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」ご説明申し上げます。

これは、農業経営基盤強化促進法に基づき、農業者などから当別町に対して利用集積計画作成の申出があり、当別町が作成した案について、当農業委員会の決定を求められているものでございます。

今回の計画案は所有権の移転に係るものが、9件、25筆、91,438㎡で、賃貸借の利用権設定に係るものが6件、17筆、186,964㎡でございます。

尚、これら15件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する、利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件及びその内容に定められた要件を全て満たすものと考えます。

－議案書を朗読説明－

議 長 休憩いたします。

議 長 再開いたします。説明が終わりましたので質疑を求めます。

各委員 質疑なしの声

議 長 質疑なしと認め、議案第2号については、決定をしてよろしいでしょうか。

各委員 異議なしの声

議 長 異議なしと認め、議案第2号については、決定をいたしました。

< 日程第8 議案第3号 >

議長 日程第8 議案第3号「農地法第3条第2項第5号に規定する別段面積の設定について」を議題といたします。

事務局より説明をさせます。

事務局次長 只今議題となりました議案第3号「農地法第3条第2項第5号に規定する別段面積の設定について」ご説明申し上げます。

別段面積の設定につきましては、平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部または一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定め、その面積を下限面積として設定できることになりました。

当別町農業委員会でも農政委員会などで審議を重ね、平成22年12月開催の総会において、一部の区域において別段面積を30アールに設定する議決をし、平成23年1月11日に公示をしたものでありますが、平成22年12月22日付けで農業委員会の適正な事務実施についての一部が改正され、農業委員会は毎年、別段面積の設定または修正の必要性について審議することとなっております。

このことから、平成30年の別段面積の設定について、審議願うものであります。

【議案を朗読説明】

議長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

各委員 質疑なしの声

議長 質疑なしと認め、議案第3号については、原案のとおり決定をしてよろしいでしょうか。

各委員 異議なしの声

議長 異議なしと認め、議案第3号については原案のとおり決定をいたしました。

< 閉会宣告 >

議長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、第9回当別町農業委員会総会を閉会いたします。

< 閉会時刻 : 午後 3時27分 >